

平成21年10月2日

各市町等教育委員会事務局  
危機管理担当課長 様  
指導事務主管課長 様  
学校保健主管課長 様

三重県教育委員会事務局  
情報・危機管理特命監

新型インフルエンザに関する対応について（第14報）にともなう  
県教育委員会への臨時休業の報告の終了について

このことについて、文部科学省から別添（写）の平成21年9月30日付け事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について（第14報）」が送付されました。

第14報では、第9報で示されていた県教育委員会事務局から文部科学省への臨時休業の報告内容、様式等が変更されました。

つきましては、下記の理由により、平成21年8月10日付け三重県教育委員会事務局事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について（第9報）」に基づく臨時休業（休校）の報告については10月4日をもって廃止します。

なお、廃止にともない10月5日以降、県教育委員会事務局への臨時休業の報告は不要となります。（引き続き、「集団かぜ発生報告様式」による、保健所への報告は必ずお願いします。）

#### 【理由】

- ・文部科学省の第9報に添付されていた様式が変更されたことにより、臨時休業（休校）の理由を把握する必要がなくなりました。
- ・それにともない、市町等教育委員会事務局（各小中学校を含む）から保健所に送付いただいている「集団かぜ発生報告様式」の情報に基づき、三重県健康福祉部が公表する「集団かぜ・インフルエンザ発生予防のための情報提供」で、県教育委員会は文部科学省への報告に必要な情報を得ることができます。
- ・したがって、市町教育委員会事務局から県教育委員会への報告は不要となりました。

#### 【事務担当】

三重県教育委員会事務局  
教育総務室 情報・危機管理グループ  
担当 川本 孝司  
電話 059-224-3301  
FAX 059-224-2319